名　称	能美市自衛消防団補助金交付要綱（抜粋）
目　的	自衛消防団の活動に必要な施設及び機材等の充実、並びに自衛消防団員として必要な知識及び技能の習得促進に対する補助金の交付

（交付対象者）
１．自衛消防団を組織する町会・町内会
（補助申請）
１．事業区分ごとに１年度１回限り。
２．補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前に補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。
（補助対象経費）
１．補助金の交付対象となる事業区分及び補助金の額は下表のとおりとする。

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
(1)消防ポンプの購入	・Ｂ－2 級又はＢ－3 級の基準を満たすものであること。 ・現在の消防ポンプ取得の日から起算して 7 年以上が経過していること。 ・消防活動支援協定を締結していること。	2/3	1,000,000 円	(補助対象附属品) 吸水管(2 本)、ストレーナ(1 個)、藤かご(1 個)、吸水管用消火栓結合金具(1 個)、消防用ホース(3 本)、管鎗(1 本)、中継金具(1 個)、保護カバー(1 個) ※前年度に事前申請が必要
(2)消防ポンプ運搬車両及び台車の購入	・消防ポンプ等を設置できる車両等であり、常時消防ポンプを積載すること。 ・当該車両等の専用格納庫を保有していること。 ・消防活動支援協定を締結していること。	1/3	500,000 円	※前年度に事前申請が必要
(3)消防ポンプ格納庫の新築、増改築	・土地を所有し、又は占用できること。 ・建物について不動産登記をすること。 ・申請年度内に完成すること。 ・消防活動支援協定を締結していること。	1/2	2,000,000 円	・ポンプ格納庫に付帯する資機材保管場所、団員打合せ場所を補助対象に含む。 ・土地、解体、設計及び登記に要する費用は補助対象に含めない。 ※緊急防災・減災事業債適用期間(令和 7 年度まで)の時限措置とする。 ※前年度に事前申請が必要
(4)消火活動に必要な機材等の購入	・予算の範囲内に限る。	1/2	50,000 円	(補助対象品目) 消防用ホース、吸水管、管鎗、鳶口、消火栓スタンド、消火栓ハンドル、防火衣、活動服、ヘルメット、手袋、靴、ホース巻き
(5)消防ポンプの修繕	・予算の範囲内に限る。 ・消防活動支援協定を締結していること。	1/2	500,000円 同一年度2回目以降250,000円	
(6)消火活動強化訓練	・技能演習に参加すること。 ・期間：前年 7 月～本年 6 月	定額	20,000 円	消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書を添付
(7)消防ポンプ維持管理	・技能演習に参加すること。 ・期間：前年 7 月～本年 6 月	定額	20,000 円	消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書を添付
(8)自衛消防団員の保険加入費	・消防活動支援協定に基づく市加入の共済制度の対象ではない団員に係る保険加入であること	1/2	団員 1 人当たり上限 1,500 円	保険加入に要する費用に限る。

（事務担当）
この要綱に基づく補助金に関する事務は、総務部危機管理課で担当する。

※令和５年４月１日から施行